明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一四七）　二

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（一四八）　二

〔最高裁規則〕

○会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則（最高裁六）　三

○特許法による査証の手続等に関する規則（同七）　三

〔告　示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁二五）　三

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（厚生労働一八八）　四

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件（同一八九）　四

○医療法第四条の三第一項の規定に基づき臨床研究中核病院と称することを承認した病院について公示する件（同一九〇）　四

○保安林の指定をする件（農林水産八六四～八六六）　五

○保安林の指定を解除する件（同八六七～八七一）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同八七二～八七八）　六

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（国土交通五六〇～五六二）　七

〔国会事項〕

国家試験
令和二年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について（司法試験委員会）　七

〔公　告〕

諸事項　九

官庁
財団関係　九

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　九

特殊法人等
参議院共済組合定款の一部変更関係　一〇

〔人事異動〕

内閣　農林水産省　林野庁　水産庁　九

〔叙位・叙勲〕

官庁事項　九

〔皇室事項〕

木曽川水系河川整備計画の変更について（中部地方整備局）　九

〔官庁報告〕

法務
公証人任免（法務省）　九

本号で公布された法令のあらまし

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一四七号）（厚生労働省）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一〇月一日とすることとした。　九

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第一四八号）（厚生労働省）

1　作業主任者を選任すべき作業の追加

塩基性酸化マンガン及び塩基性酸化マンガンを含有する製剤その他の物（以下「塩基性酸化マンガン等」という。）並びに溶接ヒューム及び溶接ヒュームを含有する製剤その他の物（3及び4において「溶接ヒューム等」という。）を製造し、又は取り扱う作業を、作業主任者を選任しなければならない作業に追加することとした。（第六条第一八号関係）　一〇

2　作業環境測定を行うべき作業場の追加

塩基性酸化マンガン等を製造し、又は取り扱う屋内作業場を、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない作業場に追加することとした。（第二一条第七号関係）　一〇

3　健康診断を行うべき有害な業務の追加

塩基性酸化マンガン等及び溶接ヒューム等を製造し、又は取り扱う業務を、有害な業務に従事する労働者に対する医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない業務に追加することとした。（第二二条第一項第三号関係）　一〇